川崎市幸区公告第５２号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和８年１０月２０日

川崎市幸区長　山口　美穂

年　度	科　目	期　別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和８年度	介護保険料	第１期	令和８年１０月３１日	計４件
令和８年度	介護保険料	第２期	令和８年１０月３１日	計５件
令和８年度	介護保険料	第３期	令和８年１０月３１日	計５件
令和８年度	介護保険料	第４期	令和８年１０月３１日	計５件
令和８年度	介護保険料	第５期	令和８年１０月３１日	計５件
令和８年度	介護保険料	第６期	令和８年１０月３１日	計５件

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）